

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例（令和4年6月14日京都市条例第4号）（文化市民局地域自治推進室）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の施行に伴う町の設置等に伴い，次のとおり京都市上鳥羽南部いきいき市民活動センターの位置の表示を変更する必要があるため，京都市市民活動センター条例の一部を改正することとしました。

改 正 前	改 正 後
京都市南区上鳥羽山ノ本町60番地	京都市南区上鳥羽山ノ本町332番地

この条例は，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行することとしました。

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月14日

京都市長 門川大作

京都市条例第 4 号

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例

京都市市民活動センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市上鳥羽南部いきいき市民活動センターの項中「京都市南区上鳥羽山ノ本町60番地」を「京都市南区上鳥羽山ノ本町332番地」に改める。

附 則

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

（文化市民局地域自治推進室）